

実特法に基づく届出書の提出について

1. 2017年1月1日以後の金融機関等との取引に関して

2015年度税制改正(2017年1月1日施行)により、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」(実特法)が改正され、2017年1月1日以後、新たに国内に所在する金融機関等に口座開設等を行うお客さまは、当該金融機関等へ居住地国(※1)名等を記載した届出書の提出が必要となります。

当該金融機関等は、2018年以後、毎年4月30日までに特定の非居住者の金融口座情報を所轄税務署長に報告し、報告された金融口座情報は、租税条約等の情報交換規定に基づき、各国税務当局と自動的に交換されることとなります。(※2)

(※1)居住地国とは所得税・法人税に相当する税をお客さまが納めるべき国を指します。

(※2)日本から外国に対して情報提供を行うとともに、外国から日本に対し、その国の金融機関等が保有する日本居住者の金融口座情報が提供されることとなります。

2. 届出書の提出を要する場合の概要

2017年1月1日以後、新たに日本の金融機関等に口座開設等をする場合
新規に口座開設等をする場合、金融機関等へ氏名・住所(名称・所在地)、居住地国(例えば、日本)等を記載した届出書の提出が必要となります。 ※居住地国が外国の場合にあっては当該居住地国における納税者番号の記載が必要となります。
2016年12月31日以前に既に日本の金融機関等に口座開設等をしている場合
既に口座開設等をしている場合でも、確認のため金融機関から氏名・住所(名称・所在地)、居住地国(例えば、日本)等を記載した届出書の提出を求められる場合があります。 ※居住地国が外国の場合にあっては当該居住地国における納税者番号の記載が必要となります。

(注)これらの届出書の提出後、以下の項目に変更があった場合には、改めて届出書の提出が必要となります。

※届出が必要な変更

- ・税務上の居住地国の変更
- ・法人の種別・形態の変更
- ・特定法人の実質的支配者の変更
- ・特定法人の実質的支配者の税務上の居住地国の変更

3. 届出書の提出時期と記載内容について

	新たに口座開設等を行うとき	届出内容に異動のあったとき
提出者	2017年1月1日以後に金融機関等に新規に口座開設等を行うお客さま (※1)	届出書を提出後に、当該届出書に記載した事項に異動があったお客さま
提出時期	口座開設等を行う際	異動が発生した年末の銀行営業日若しくは異動が生じることとなった日から3月を経過する日のいずれか遅い日まで
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名・住所及び生年月日または名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地 ・居住地国名及び居住地国が外国である場合の当該居住地国の納税者番号(※2) ・住所と居住地国が異なる場合の事情の詳細等 	<ul style="list-style-type: none"> ・異動後の居住地国等 ・以前提出した届出書に記載した居住地国 ・以前提出した届出書の記載事項

(※1)2016年12月31日以前に金融機関等と口座開設等の取引を行ったお客さまも「届出書」の提出を求められる場合があります。

(※2)居住地国が日本である方も、居住地国名として「日本」と記載が必要となります(その場合、マイナンバー(個人番号)の記載は不要です)。

詳しくは、下記パンフレットをご覧ください。お取引店または最寄りのくみなと銀行>本支店にご相談下さい。

○[実特法に関する届出書提出のお願い](#)